

国際芸術祭「あいち 2022」に係る宿泊・送迎・航空券手配等業務仕様書

委託内容

委託内容は、次に掲げる事項とする。

1 宿泊手配業務

契約期間中、名古屋市、一宮市及び常滑市において、別表 1「宿泊予定表」に定める日程のとおり、全ての宿泊者が快適に滞在できる適切な宿泊先を確保する。

(1) 宿泊先の条件

ア 名古屋市内の宿泊先は、愛知芸術文化センターから徒歩 10 分圏内又は名古屋駅から徒歩 10 分圏内に立地していること。

イ 一宮市内の宿泊先は、尾張一宮駅（名鉄一宮駅）から徒歩 10 分圏内に立地していること。

ウ 常滑市内の宿泊先は、常滑駅から徒歩 10 分圏内に立地していること。

エ フロントは 24 時間対応とし、英語による対応が可能であること。

オ 無料 Wi-Fi が使用可能であること。

カ シングル、ツインそれぞれの室料は期間中同一料金又は月毎の同一料金とすること。

キ 室料には朝食料金、サービス料及び税を含むこと。

ク 2 日前までの宿泊のキャンセルについて、追加料金は発生しないものとする。

ケ 午前 11 時以降のアーリーチェックイン及び午後 3 時以前のレイトチェックアウトに対応すること。

コ 宿泊施設内にコインランドリーを有していること。

(2) 手配の条件

ア アーティストや関係者の室料以外で発生する費用、及びアーティストや関係者の同行者の室料並びに室料以外で発生する費用については、宿泊者本人又は第三者による精算に対応すること。

イ 1 つの宿泊先で全ての宿泊者が滞在できない場合には、同じ条件で、快適に滞在できる適切な宿泊先を複数確保すること。

ウ 特別な理由により（1）で確保した宿泊先以外を確保する場合は、委託者と協議のうえ決定するものとする。

2 送迎手配業務

契約期間中、アーティスト及び関係者を別表 2「送迎予定表」に定めるとおり、発着時に利用する空港、新幹線の駅等の主要駅と宿泊先間等において送迎するため、交通及び道路の状況に十分配慮した安全かつ確実な送迎計画を提案し、送迎手段を確保する。

(1) 想定される送迎区間

ア 発着時に利用する空港と新幹線の駅等の主要駅

イ 発着時に利用する空港と宿泊先

ウ 新幹線の駅等の主要駅と宿泊先

エ 宿泊先と各会場

オ 各会場間

(2) 送迎方法

アーティスト、関係者の人数及び荷物の量を勘案し、最も適切な車両及び交通手段を利用すること。

ア セダンタイプ

イ ジャンボタクシー

ウ マイクロバス・小型バス

エ 中型バス

オ 大型バス

カ 運転者のみ（組織委員会が提供する普通乗用車を利用）

キ 公共交通機関等（案内人を手配）

(3) 送迎の条件

ア 想定される送迎区間の案内において、英語による対応が可能であること。

イ 航空機の到着時間等に合わせた適切な送迎計画を作成し、車両及び人員を手配すること。

ウ 利用車両に応じた料金は期間中同一料金とする。

エ 料金には、サービス料及び税を含み、公共交通機関等の料金、有料道路利用料金、駐車場代金は実費を精算する。公共交通機関等、有料道路、駐車場の利用にあたっては、合理的で経済的な経路及び施設を選択するものとする。

オ 2日前までの送迎の変更又はキャンセルについては、追加料金は発生しないものとする。

3 航空券手配業務

アーティスト及び関係者を招へいするため、原則として居住地又は活動拠点の最寄りの空港と名古屋間の時間及び経路を勘案し、安全に配慮した合理的で経済的な航空券を手配する。

(1) 航空券の条件

ア 委託者から指定がない限り、航空機のクラスは最下級の旅客運賃（ディスカウントエコノミー）の額とする。

イ 旅客運賃は航空保険特別料金、燃油特別付加運賃及び空港使用税等諸税を含む。

ウ 委託者から指定がない限り、復路については変更可能な航空券とする。

エ 航空機の利用日の7営業日前までに航空券を納品するものとする。

オ 発券手数料については期間中同一料金とする。

カ 委託者と第三者が合同でアーティストを招へいし、航空券手配に関する費用を折

半する場合は、第三者による精算に対応すること。

キ アーティストや関係者の航空券以外で発生する費用、及びアーティストや関係者の同行者の航空券並びに航空券以外で発生する費用については、搭乗者本人又は第三者による精算に対応すること。

(2) 航空券の料金

ア 発券手数料については期間中同一料金とする。

イ 航空券の価格は、発券が確定したときの時価とする。

ウ 航空券の価格は、航空会社の正規運賃を超えないものとする。

(3) 航空券手配を予定する招へい者の出発国・地域及び帰着国・地域は次の各号のとおりとする。なお、ビザ申請が必要な場合は関係書類の準備を行い、委託者に協力して情報を共有すること。

ア アジア（中国、タイ、ベトナム、台湾、マレーシア）

イ オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド、サモア）

ウ 北米（アメリカ、カナダ）

エ 中南米（コロンビア、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル）

オ ヨーロッパ（ドイツ、フランス、ベルギー、イギリス、ノルウェー、スペイン、オランダ、スロバキア、ギリシャ、スイス）

カ アフリカ（ケニア、マリ、南アフリカ、ジンバブエ）

4 連絡・調整業務

ア 委託者が受託者に、具体的な宿泊・輸送・航空券の手配を発注し、やむを得ず変更又は取消の連絡を行う窓口は、一つに集約する。

イ 入出国のために必要な手続等に協力すること。

5 その他

(1) アーティスト及び関係者 1 名について、宿泊・送迎・航空券のいずれか 1 つの手配から可能とする。

(2) 別表 1 「宿泊予定表」及び別表 2 「送迎予定表」は現時点での見込みであり、変更する可能性がある。